

府政経シ第 369 号  
平成 27 年 7 月 16 日

都道府県・指定都市市民活動担当部長 あて

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付  
参事官（市民活動促進担当）

法人名称に「内閣府認証」を使用している特定非営利活動法人への対応について

平素より、市民活動の促進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、改正特定非営利活動促進法（以下、「法」）につきましては、法施行から 3 年が経過したところですが、法施行前に内閣府が認証した特定非営利活動法人（以下、「法人」）について、現在も「内閣府認証」という表記を名称として使用している法人が散見されているところです。

これについては、法第 4 条（名称の使用制限）に反するものではないという法解釈に基づき、所轄庁が法人に対して、法規定による是正を求めることは困難である旨の回答をしておりますが、今般、法人の不祥事や市民からは是正を求める意見も多数確認される中、今後の対応については、下記の取扱いとしていただきますようよろしくお願いいたします。

#### 記

1. 当該表記が過去に内閣府から認証を受けたという事実を超えて、その現在の所轄庁について誤解させるおそれがあると判断した場合は、そのような表記を行っていることを是正するため、法人に対して、行政手続法第 32 条の規定による行政指導を行うものとする。  
ただし、行政指導により対応するものであることから、あくまでも相手方の任意の協力によるものであることに留意する必要がある。
2. 本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定により、所轄庁の事務運営について、「技術的な助言」として、行政指導を促すものである。